

## 博物館施設のこれからについて いくつかの提案

元 公益財団法人五島美術館副館長

名児耶 明

### 博物館施設理解のための手引き

現在の博物館施設は、様々な種類の博物館、美術館のほか、生物を扱う動物園、水族館、植物園、その他にも様々な施設がある。館として扱う資料の種類が異なれば、それぞれの館での取り扱いの対応の仕方、施設、関連する業者ほか全てが異なるのは当然のことである。また、資料によって、博物館法以外の法律も別々に関わってくる。これらは周知の事実でいまさら取り上げることなど、意味がないといわれるところもあるだろうが、館種の特色や、館毎に関わる法律や条例、その他の決まりごとが複雑になっている状態を広く多くの関係者が熟知しているとも思えない。

そうした事柄に熟知した人物も存在しているのは事実であるが限られた人々である。関係者の努力により博物館に関わる法の改正が進んだとしても、広く多くの関係者が複雑に関連する法律を理解するには時間がかかるのではないかと思われる。複雑な関連法の中にあり、博物館関係者がどこまで法との関わりを認識して日々活動をしているかははなはだ疑問であり、そうしたことを広く理解してもらうことも大切なことであろう。

そこで、現在の複雑な博物館の館種毎の相違や、関わる諸法律、条例その他を整理して博物館業界の人間なら館種を超えて理解できるハンドブックの様なものを造る必要があると思う。それを造るにあたって、初心に帰り、現在検討されている博

物館法改正のための事柄をさらに細かく整理するとともに、博物館とは何をするとするか、どのような館種があり、それぞれどのような特色を持つべきだと考える。

現在は博物館法が生まれた状況と大きく変化しており、博物館法と同時に関連法律との関わり方も見直すことから始める必要もあるのではないだろうか。博物館施設に関わる新しい課題が生じ、それらと関わる現行の法律や条例その他との対応等も整理してわかりやすい手引きが必要となるかもしれない。

### 博物館関連諸法等理解のための手引き

様々な博物館施設に関わる法律は、博物館施設やその資料に合わせて作成された法律とは異なり、博物館施設にとっては、不自由な場合もあるのではないだろうか。また、博物館法の中で、関連する法も取り込んで全ての館種が一元化された同じ法律のもとに管理されることはできないのも事実である。したがって様々な法律と関わりながら運営せざるを得ないが、その際に生じる申請書や報告書、更新手続きなどの書類作成の簡素化等ではできないのではないかと思う。たとえば博物館法に登録されている登録博物館は条件を満たしていれば、別の手続きでは省略できるといった融通ができるのではないかと思う。そうした改革を検討

してはどうだろうか。これは、博物館法におけるメリットして検討する部分での重要な役割を果たす一つとなるだろう。

そのためには、博物館施設と関連する法律をわかりやすく整理したハンドブックも必要と考えるのである。

#### 博物館の登録・審査・援助機関に関して提案

博物館施設は、全国に散在しているが、博物館法による登録博物館と博物館相当施設のの違いについてはもちろん、きわめて個人的に収集したものを並べて、何々博物館・何々美術館と称していても、国民にとってはそれらと、登録博物館や博物館相当施設と何が違うかは理解できないであろう。博物館関係者にとっては当たり前の認識であるが、実際にどのようなものであれ、見学者がそれらを鑑賞して満足していたとしたら、博物館法にしたがっている施設との違いを説明することは難しい。

そうしたことも含め、博物館とはどういうものを言うのか、それ以外の施設との違いは何かといったことも多くの関連する人々の間で検討し、それを広く一般に周知させる努力をする時期だと考える。前項で提案した様に、一般向けの手引書を考えるべきだと思う。

登録博物館や博物館相当施設等以外の施設が博物館と名乗ることを止められないとしたら、現在検討されている認証制度など、国の基準を満たした施設を証明するものを付すことができるようにして、それを一般に周知する配慮をすべきであろう。

また、現在登録博物館は、教育委員会の管轄であるが、場所によって十分に機能しているとはいえず、関連施設の少ない地方の教育委員会などは、多くの施設を抱える教育委員会とは同一の対応をすることは難しいのが現状ではないだろうか。そこで、すべての教育委員会が統一した見解を保てるため、博物館施設に対応できるためにも、様々な博物館施設全体を管轄する期間として、現在の日本博物館協会のような第三者機関が新しく担当し、各教育委員会と連携をとりながら対応するのが適切であると考え。その機関には、現職のほか退職した様々な館種の博物館関係者が参加し、彼らの経験を生かすのも一つの考えではないかと思う。

それに関連して、博物館法にある博物館協議会についても見直しをし、館種の違いや地域の広さを考え、たとえば全国を大きく六箇所とか八箇所など大きな分け方をして、私立の施設も含めて、第三者機関の支部の様な形にすることも検討することを提案したい。通常はそこが近接の教育委員会と密接に関連を保ち、全国的に関わる第三者機関と協力して博物館施設の援助、管理に関する相談をうける機関とすることも視野に入れてはどうだろうか。

最後に、博物館施設の共通部分の基本的法律と、その中に館種ごとに異なる部分の細分化した項目を今までより明確にした博物館法を考えることも必要かと考える。これはすでに博物館法の改正にむけて検討が行われているが、基本的な共通部分についてと、館種ごとの特色を整理したハンドブックの様なものも作る必要もあるのではないかと思う。